

# 自主的な防火防災活動と 災害に強い地域づくり

## 防火防災意識の高揚

平成27年中の火災を出火経過別にみた場合に、全体の68.3%を失火が占めており、また、危険物に係る火災の半数以上が人的要因によって発生している。自然災害についても、地震や風水害発生時における避難及び、二次災害の防止は、住民の日ごろの備えや災害時の適切な行動が基本となることはいうまでもない。災害に強い安全な地域社会の構築には、国民の防火防災意識の高揚が非常に重要となる。

このような観点から、消防庁では、「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）、「全国火災予防運動」（春季：3月1日～7日、秋季：11月9日～15日）、「危険物安全週間」（6月の第2週）、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「119番の日」（11月9日）などの機会をとらえて、啓発活動等を行っている。また、安全功労者に対して総務大臣表彰（毎年7月上旬）を行い、防災功労者に対して消防庁長官表彰（随時実施）を行い、特に功労が顕著な者について、内閣総理大臣表彰（それぞれ毎年7月上旬、9月上旬）が行われている。

今後とも、国民の防火防災に関する関心を喚起し、意識の高揚を図っていく必要がある。

### 1. 全国火災予防運動等

#### (1) 全国火災予防運動

近年、都市構造や建築構造、生活様式の変化等に伴い、火災等の災害要因の多様化が進行している。このような状況において、火災をはじめとする災害の発生を未然に防止し、また、その被害を最小限にするためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を深く認識するとともに、防火・防災に対して十分な備えをすることが最も重要である。このことから、消防庁では、毎年2回、春と秋に全国火災予防運動を実施することで、国民に対し防火・防災意識の高揚及び、火災予防対策の実践を呼び掛けている。

#### ア 秋季全国火災予防運動

（平成27年11月9日～11月15日）

秋季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるもので、消防庁では「無防備な 心に火災が かくれんぼ」を平成27年度の全国統一防火標語に掲げ、各省庁、各都道府県及び関係団体の協力の下に、「住宅防火対策の推進」、「放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」、「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」を重点目標として、各種広報媒体を通じて広報活動を実施した。これと併せて、各地の消防機関においても、予防運動の主旨に基づき、各種イベントや消防訓練の実施、住宅防火診断等様々な行事が行われた。

#### イ 春季全国火災予防運動

（平成28年3月1日～3月7日）

平成28年春季全国火災予防運動では、前年の秋季全国火災予防運動と同一の全国統一防火標語の下



秋季火災予防運動ポスター



春季火災予防運動ポスター

に、「住宅防火対策の推進」、「放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」、「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」、「林野火災予防対策の推進」を重点目標として、秋季同様、様々な行事が実施された。

## (2) 文化財防火デー（1月26日）

昭和24年（1949年）1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年（1955年）以降、消防庁と文化庁の共同主唱により、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

また、この日を中心として文化財の所有者及び管理者により、管轄する消防本部の指導の下、重要物件の搬出や消火、通報及び避難訓練などが積極的に実施され、文化財の防火・防災対策が講じられている。

## (3) 全国山火事予防運動

（平成28年3月1日～3月7日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、消防庁と林野庁の共同により、春季全国火災予防運動と併せて同期間に実施している。

平成28年の全国山火事予防運動では、「誓います 森の安全 火の始末」を統一標語として、ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓発活動、駅、市町村の庁舎、登山口等への

警報旗の設置やポスター等の掲示、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練の実施や研究会の開催、地域住民、森林所有者等による山火事予防組織と女性（婦人）防火クラブ等民間防火組織が連携した予防活動等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

## (4) 車両火災予防運動

（平成28年3月1日～3月7日）

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省が共同し、春季全国火災予防運動と併せて同期間に実施している。平成28年の車両火災予防運動では、車両カバーにおける防災製品の使用を推進し、放火火災防止対策を図るとともに、駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底として、初期消火、通報及び避難などの消防訓練の実施及び設置されている消防用設備等の点検整備の推進を実施した。



文化庁・消防庁  
文化財防火デーポスター

## (5) 消防記念日（3月7日）

昭和23年（1948年）3月7日に「消防組織法」が施行され、我が国の消防は、市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生した。そして、同法が施行されて2周年を迎えた昭和25年（1950年）、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定された。

消防記念日である3月7日は、例年春季全国火災予防運動（毎年3月1日～3月7日）の最終日となっており、全国の消防本部等において、消防訓練、記念式典や消防防災功労者に対する表彰など、様々な行事が行われている。



消防庁 / 都道府県 / 市町村 / 全国消防長会 / 一般財団法人全国危険物安全協会  
Copyright © 2016 全国危険物安全協会

平成28年度危険物安全週間推進ポスター

## 2. 危険物安全週間

危険物に係る火災及び流出事故の合計件数は近年高い水準で推移しており、それらの事故原因をみると、維持管理や操作確認が不十分であるなど人的要因によるものが多くなっている。

こうした事故を未然に防止するために、消防庁では、平成2年度（1990年度）以降、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、家庭や職場における危険物の取扱いに対する安全意識の高揚及び啓発を図っている。具体的には、各都道府県、関係団体等と協力して、推進標語の募集や推進ポスターの作成をはじめとする広報活動を行っているほか、危険物の安全管理の推進や危険物の保安に功績のあった個人、団体及び事業所に対し表彰を行っている。

平成28年度の危険物安全週間（6月5日～11日）では「危険物 決める無事故の ストライク」を推進標語として全国的な広報・啓発運動を展開したほか、危険物の保安に功績があった者を表彰した。また、各地域においては、危険物関係事業所の従業員や消防職員を対象とした講演会や研修会が開催されたほか、消防機関による危険物施設を対象とした立入検査や自衛消防組織等と連携した火災等を想定した訓練などが行われた。

## 3. 防災知識の普及啓発

我が国は繰り返し地震や風水害等の災害に見舞われており、こうした災害は日本のどこでも発生する可能性がある。災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、地方公共団体が一体となって防災対策を推進するとともに、国民一人ひとりが、出火防止、初期消火、避難、救助、応急救護等の防災に関する知識や技術を身に付け、日ごろから家庭での水・食料等の備蓄、家具の転倒防止、早めの避難等の自主防災を心掛けることが極めて重要である。また、防災のための講習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していくことが災害時の被害軽減につながる。

このため、政府は、大正12年（1923年）に関東大震災が発生した9月1日を「防災の日」、毎年8月30日から9月5日までを「防災週間」、安政南海地震（安政元年（1854年））が発生した11月5日を「津波防災の日」、平成7年（1995年）に阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「防災とボランティアの日」、毎年1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」とそれぞれ定めて、国民の防災意識の高揚を図っている。とりわけ、「防災週間」では政府や地方公共団体から地域の自主防災組織に至るまで大小様々な規模で防災訓練等を中心とした行事が行われ、また「防災とボランティア週間」では、全国各地で防災写真展や防災講習会、消火・救助等の防災訓練等の事業が実施されている。

消防庁においては、インターネット等の広報媒体を通じた防災知識の普及啓発を行うとともに、地方公共団体においては、各種啓発行事の実施、自主防災組織の育成などを通じて、住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。

## 住民等の自主防災活動

### 1. コミュニティにおける自主防災活動

#### (1) コミュニティにおける自主防災活動の促進

防災体制の強化については、常備消防をはじめとする防災関係機関による体制整備が必要であることは言うまでもないが、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重要である。

特に、大規模災害時には、道路、橋りょう等は損壊し、電話、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害対応に支障を来すことが考えられる。また、広域的な応援態勢の確立には更に時間を要する場合も考えられる。このような状況下では、地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に出火の防止、初期消火、情報の収集・伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水等の自主的な防災活動を行うことが必要である。

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や、救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた(第4-1図)。また、東日本大震災においても、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識

され、自主防災組織の結成促進や活動活性化の取組が各地で行われているところである。全国における自主的な防災組織による活動カバー率(全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合)は増加傾向が続いている(第4-2図)。

このような自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の確立、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定した防災訓練を積み重ねていくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織の育成とともに、女性(婦人)防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。さらに、防災関係機関をはじめ、消防団、自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ、事業所、各種団体等、地域防災の担い手同士が相互に連携することが、防災力の向上につながる。

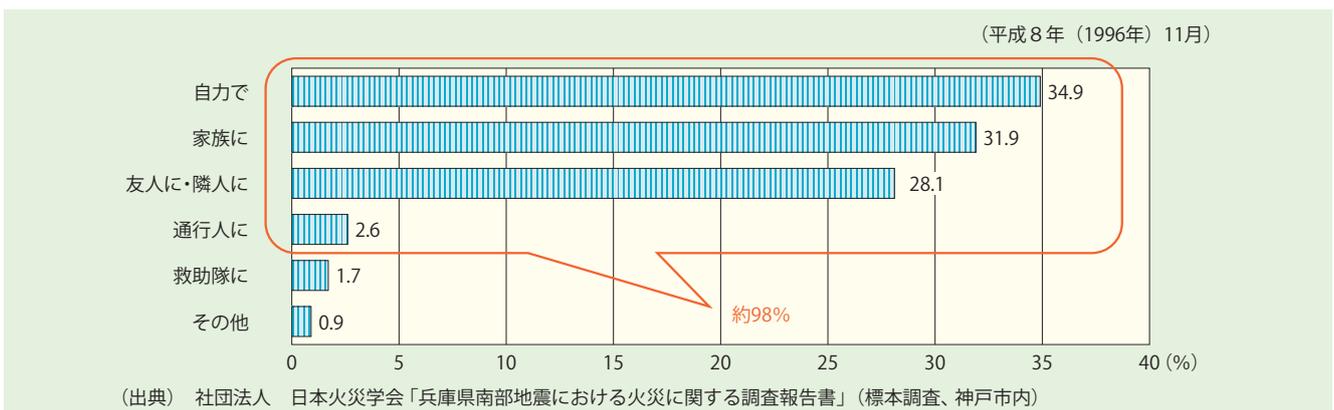
#### (2) 自主防災組織等

##### ア 地域の自主防災活動

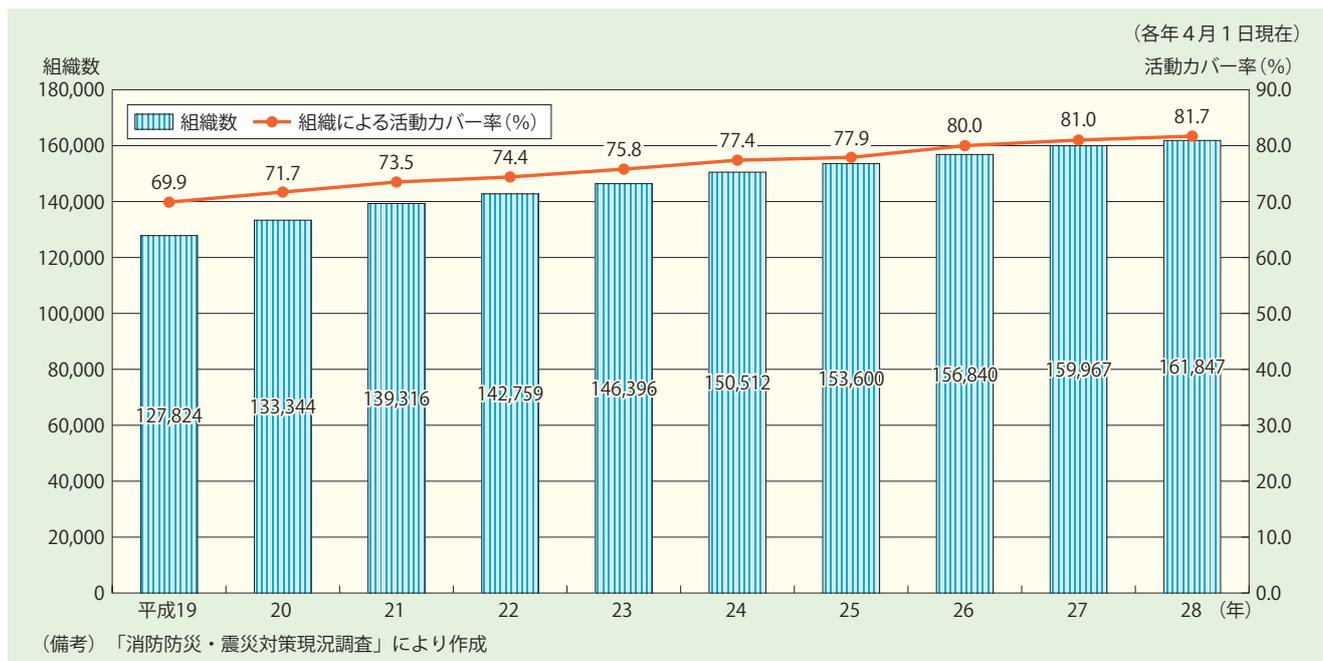
自主防災組織は地域住民の連帯意識に基づき自主防災活動を行う組織で、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時においては、初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。

平成28年4月1日現在では、全国1,741市区町村のうち1,674市区町村で16万1,847の自主防災組織が設置されており、活動カバー率は81.7%となっ

第4-1図 生き埋めや閉じ込められた際の救助



## 第4-2図 自主防災組織の推移



ている(第4-2図、附属資料33)。これらの自主防災組織を育成するために、平成27年度は1,081市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助が行われており、また、265市区町村において、資機材等の現物支給が行われている。これらに要した経費は平成27年度で合計56億4,873万円となっている。

自主防災組織の活性化のためには、各自主防災組織間の協調・交流や行政・企業・教育その他の分野との連携が重要であり、自主防災組織が相互の活動内容を知り、連絡を取り合うための都道府県単位・市町村単位及び地区単位の連絡協議会の設置が非常に有効であることから、消防庁として設置の促進を支援している。

なお、防災訓練においては住民の事故が起こらないか、細心の注意が払われているが、万一にも住民の事故が起きてしまった場合には、防火防災訓練災害補償等共済制度が活用されることとなっている。

### イ 女性(婦人)防火クラブ

家庭での火災予防の知識の修得、地域全体の防火意識の高揚等を目的として組織されている女性(婦人)防火クラブは、平成28年4月1日現在、8,631団体、約132万人が活動している。災害時には、お互いに協力して活動できる体制を整え、安心・安全な地域社会をつくるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等、地域の実情や特

性に応じた防火活動を行っている。

また、女性(婦人)防火クラブの団体相互の交流、活動内容の情報交換、研修等を実施し、活動内容の充実強化につなげるため、平成28年4月1日現在、43道府県において道府県単位での連絡協議会が設置されている。

東日本大震災においても、避難所における炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の支援活動が行われた。

### ウ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、10歳以上18歳以下の少年少女が災害、防火・防災について学ぶ組織であり、平成28年5月1日現在のクラブ数は、4,487団体、約41万人となっている。その活動は、将来の地域防災の担い手を育成する基盤的な活動として期待されており、少年消防クラブの発足当初は、火災予防の普及徹底を目的とした学習、研究発表、ポスター作成、校内点検、火災予防運動などの活動が主であったが、近年では消火訓練、避難訓練、救急訓練などの実践的な活動に向けた取組のほか、防災タウンウォッチングや防災マップづくりなど身近な防災の視点を取り入れた活動も多く行われている。

消防庁では、将来の地域防災の担い手育成を図るため、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への

備えなどについて学ぶ「少年消防クラブ交流会」を平成24年度から開催している。

## エ 幼年消防クラブ

児童・園児を中心とした幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけを行い、消防の仕事を理解してもらうことにより、火遊び等による火災発生の減少を図るためのものであり、近い将来、少年・少女を中心とした防災活動に参加できる素地をつくるため、9歳以下の児童（主に幼稚園、保育園の園児など）を対象として編成され、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成28年5月1日現在の組織数は、1万3,697団体、約117万人となっている。

## 2. 事業所の自主防災体制

事業所では、自らの施設における災害を予防するための自主防災体制がとられており、平成28年4月1日現在、全国の事業所において設置されている自衛消防組織等の防災組織は107万3,060組織となっている（自衛消防組織についてはP. 63参照）。

事業所の防災組織は、本来自らの施設を守るために設けられているものであるが、地震などの大規模災害が発生した際に、自主的に地域社会の一員として防災活動に参加・協力できる体制の構築が図られれば、地域防災力の充実強化に大きな効果をもたらすものと考えられる。

阪神・淡路大震災では、事業所の自衛消防隊員が地域の消火活動に出動し、住民と協力して火災の拡大を食い止めたほか、事業所の体育館が避難所として提供された。また、東日本大震災では、行政との協定に基づき、事業所が物資の提供を行った。

このように、事業所の協力が自然災害や大規模事故、テロ災害等への対応力の強化につながることを踏まえ、全国各地において、地方公共団体と事業所との間で災害時の救出救護や物資提供等に関する協定が締結されている。

また、多くの事業所の防災組織が、自主防災組織等の地域の組織と協定を結ぶなどして地域の防災活動に協力している。地域の組織と協力関係を定めている事業所の防災組織は、平成28年4月1日現在で8,103組織となっている。

## 3. 災害時等のボランティア活動

被災地における様々なニーズに合わせた柔軟な対応を行う上で、ボランティア活動が非常に重要な役割を担っていることが、阪神・淡路大震災において改めて認識された。平成7年（1995年）12月に改正された災害対策基本法では、ボランティアの活動環境の整備が防災上の配慮事項として新たに位置付けられた。また、防災関係機関をはじめ、広く国民が、災害時におけるボランティア活動や自主防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を促進するために、「防災とボランティアの日」（1月17日）、「防災とボランティア週間」（1月15日から21日まで）が創設されている。

阪神・淡路大震災以降も、全国で地震や風水害などの大きな災害が発生しているが、こうした災害において近隣や全国から数多くのボランティアが集まり、被災した家屋の片付け、風水害で流れ込んだ泥のかき出し、避難所での手伝い、被災者や子供の話し相手、生活再建支援、町おこし・村おこし等の復旧・復興に関する支援活動が展開されている。

東日本大震災においても、泥かきや物資の仕分け、子供の遊びや学習支援、高齢者への傾聴、外国語や手話の通訳、栄養指導、カウンセリング等、ボランティアによる幅広い支援活動が行われた。

また、大規模災害時等の混乱の中でもボランティア活動が円滑に行われるよう、平成11年度（1999年度）から、地方公共団体によるボランティアの活動環境整備の促進を目的として、消防庁、都道府県、政令指定都市等で構成する「災害ボランティア等の活動環境整備に関する研修会」を年1回開催している。この研修会では、毎年、地方公共団体における災害ボランティアに関する取組事例等の紹介や有識者による講演等を通して、都道府県・政令指定都市の担当者間で災害ボランティアの活動環境の向上のための情報共有を行っている。

このほか、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する防災士も、自主防災組織に積極的に参画し、防災知識の普及等の防災活動を行うなど、地域防災力の向上に努めている。

## 【 災害に強い安全なまちづくり 】

### 1. 防災基盤等の整備

#### (1) 公共施設等の耐震化

消防庁では、地震等の大規模な災害が発生した場合においても、災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、「災害に強い安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により、

- 〔1〕 避難場所・避難所となる公共・公用施設（学校や体育館など）
- 〔2〕 災害対策の拠点となる公共・公用施設（都道府県、市町村の庁舎や消防署など）
- 〔3〕 不特定多数の住民が利用する公共施設（文化・スポーツ施設、道路橋りょう、交通安全施設など）
- 〔4〕 社会福祉事業の用に供する公共施設の耐震化を推進している。

なお、平成27年度末時点における地方公共団体が所有又は管理している避難場所・避難所や災害対策の拠点となる公共施設等は18万2,289棟あり、そのうち16万5,665棟（90.9%）の耐震性が確保されている（第4-3図、第4-1表）。

消防庁では、地方公共団体が公共施設の耐震化を進める上での参考として「防災拠点となる公共施設の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」を作成し、全ての地方公共団体へ配付するとともに、消防庁ホームページ（参照URL：<http://www.fdma.go.jp/>

[neuter/topics/taishin/index-j.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/taishin/index-j.html)）において公表している。

さらに、初動対応の要となる都道府県、市町村の庁舎等の耐震率の向上や家具転倒防止等自主防災の推進などに取り組んでいる。

#### (2) 防災施設等の整備

災害に強い地域づくりを推進するためには、消防防災の対応力の向上に資する施設等の整備が必要であり、消防庁では、消防防災施設整備費補助金や防災対策事業等により、防災施設等の整備を促進している。

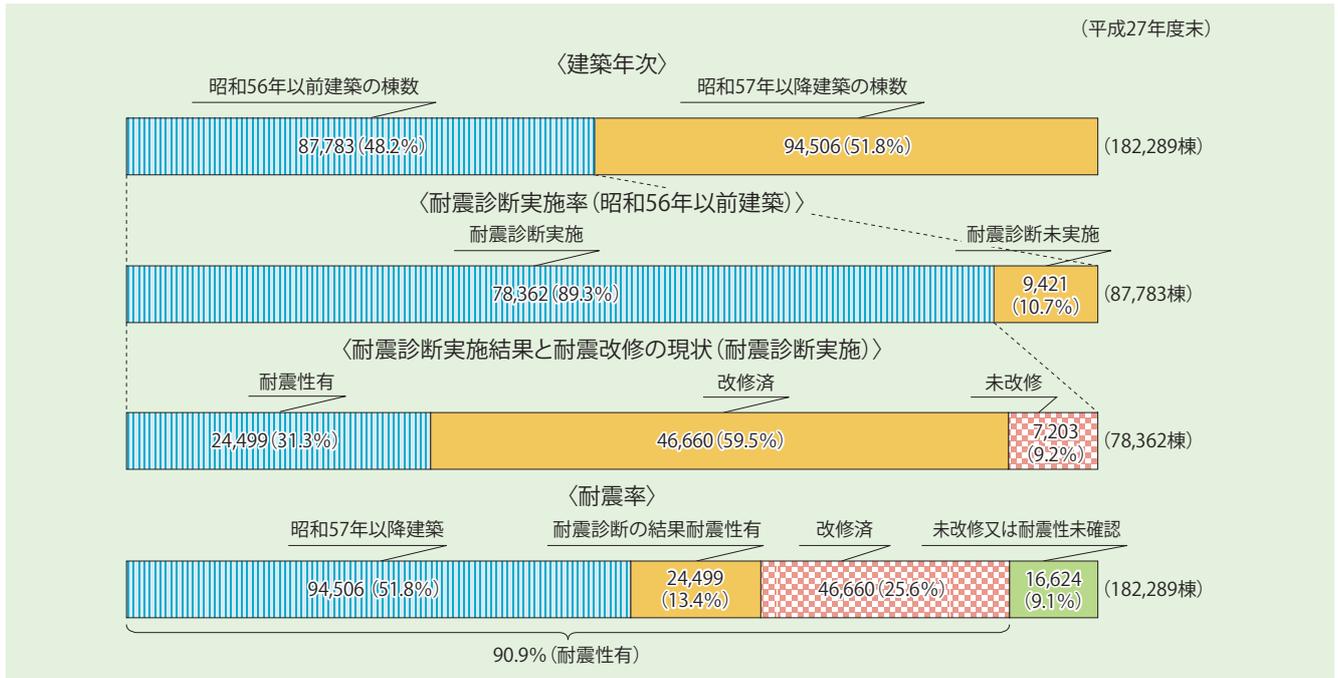
地震や豪雨による災害では、市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等が見られたことから、消防庁では、非常用電源の整備、多様な手段による速やかな被害情報収集手段の確保を地方公共団体に要請している。

#### (3) 防災拠点の整備

大規模災害対策の充実を図る上で、住民の避難場所・避難所又は防災活動の拠点を確保することは非常に重要であり、想定される災害応急活動の内容等に応じた機能を複合的に有する「防災拠点」として整備していくことが必要である。

このため、平常時には防災に関する研修・訓練の場等となり、災害時には、防災活動のベースキャンプや住民の避難場所・避難所となる防災拠点の整備が必要である。消防庁では、防災基盤整備事業等により地方公共団体における防災拠点の整備を促進している。

第4-3図 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況



第4-1表 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況（都道府県別）

（平成27年度末）

	都道府県名	全棟数 A	S57年以降 建築の棟数 B	S56年以前 建築の棟数 X	耐震診断実 施棟数 Y	改修の必 要がない 棟数※1 C	改修済棟数 D	未改修の 棟数※2	耐震診断未 実施棟数	耐震済の 棟数 B+C+D=E	耐震診断 実施率 Y/X	耐震率 E/A
1	北海道	9,498	5,313	4,185	3,190	889	1,671	630	995	7,873	76.2%	82.9%
2	青森県	2,342	1,306	1,036	852	329	449	74	184	2,084	82.2%	89.0%
3	岩手県	2,407	1,470	937	752	321	328	103	185	2,119	80.3%	88.0%
4	宮城県	2,437	1,451	986	909	320	517	72	77	2,288	92.2%	93.9%
5	秋田県	2,368	1,378	990	739	193	511	35	251	2,082	74.6%	87.9%
6	山形県	1,748	1,127	621	479	121	293	65	142	1,541	77.1%	88.2%
7	福島県	3,903	2,161	1,742	1,431	371	702	358	311	3,234	82.1%	82.9%
8	茨城県	4,439	2,333	2,106	1,885	583	1,053	249	221	3,969	89.5%	89.4%
9	栃木県	1,997	1,048	949	808	135	588	85	141	1,771	85.1%	88.7%
10	群馬県	3,023	1,674	1,349	1,214	362	744	108	135	2,780	90.0%	92.0%
11	埼玉県	6,877	2,961	3,916	3,710	568	2,937	205	206	6,466	94.7%	94.0%
12	千葉県	7,572	3,484	4,088	3,849	1,197	2,392	260	239	7,073	94.2%	93.4%
13	東京都	10,744	4,031	6,713	6,631	2,367	4,161	103	82	10,559	98.8%	98.3%
14	神奈川県	7,994	3,773	4,221	4,021	1,508	2,349	164	200	7,630	95.3%	95.4%
15	新潟県	4,982	2,818	2,164	1,799	416	1,245	138	365	4,479	83.1%	89.9%
16	富山県	2,444	1,457	987	881	301	404	176	106	2,162	89.3%	88.5%
17	石川県	2,862	1,546	1,316	1,218	259	813	146	98	2,618	92.6%	91.5%
18	福井県	2,200	1,130	1,070	988	270	597	121	82	1,997	92.3%	90.8%
19	山梨県	1,678	1,059	619	556	244	247	65	63	1,550	89.8%	92.4%
20	長野県	4,780	3,084	1,696	1,469	438	857	174	227	4,379	86.6%	91.6%
21	岐阜県	4,243	2,291	1,952	1,893	749	976	168	59	4,016	97.0%	94.7%
22	静岡県	5,915	3,250	2,665	2,614	1,219	1,259	136	51	5,728	98.1%	96.8%
23	愛知県	8,404	3,731	4,673	4,429	1,689	2,667	73	244	8,087	94.8%	96.2%
24	三重県	2,960	1,699	1,261	1,194	600	555	39	67	2,854	94.7%	96.4%
25	滋賀県	2,963	1,733	1,230	1,144	338	663	143	86	2,734	93.0%	92.3%
26	京都府	4,514	1,990	2,524	2,323	715	1,388	220	201	4,093	92.0%	90.7%
27	大阪府	10,658	3,956	6,702	6,501	1,778	4,515	208	201	10,249	97.0%	96.2%
28	兵庫県	7,654	3,722	3,932	3,598	817	2,470	311	334	7,009	91.5%	91.6%
29	奈良県	2,043	1,103	940	698	186	399	113	242	1,688	74.3%	82.6%
30	和歌山県	2,218	1,127	1,091	935	267	603	65	156	1,997	85.7%	90.0%
31	鳥取県	1,533	885	648	567	168	306	93	81	1,359	87.5%	88.6%
32	島根県	2,083	1,256	827	612	186	306	120	215	1,748	74.0%	83.9%
33	岡山県	3,422	1,828	1,594	1,357	278	881	198	237	2,987	85.1%	87.3%
34	広島県	5,206	2,624	2,582	1,961	425	1,048	488	621	4,097	75.9%	78.7%
35	山口県	2,198	1,198	1,000	791	287	336	168	209	1,821	79.1%	82.8%
36	徳島県	2,072	1,115	957	777	127	570	80	180	1,812	81.2%	87.5%
37	香川県	1,858	968	890	802	184	542	76	88	1,694	90.1%	91.2%
38	愛媛県	3,070	1,643	1,427	1,222	214	748	260	205	2,605	85.6%	84.9%
39	高知県	1,925	1,072	853	672	154	414	104	181	1,640	78.8%	85.2%
40	福岡県	5,020	2,977	2,043	1,840	967	705	168	203	4,649	90.1%	92.6%
41	佐賀県	1,354	767	587	523	233	248	42	64	1,248	89.1%	92.2%
42	長崎県	2,065	1,084	981	808	179	460	169	173	1,723	82.4%	83.4%
43	熊本県	3,043	1,678	1,365	1,158	417	672	69	207	2,767	84.8%	90.9%
44	大分県	2,049	1,333	716	567	107	407	53	149	1,847	79.2%	90.1%
45	宮崎県	1,743	893	850	692	370	270	52	158	1,533	81.4%	88.0%
46	鹿児島県	3,068	1,686	1,382	1,120	616	381	123	262	2,683	81.0%	87.5%
47	沖縄県	2,713	2,293	420	183	37	13	133	237	2,343	43.6%	86.4%
合計		182,289	94,506	87,783	78,362	24,499	46,660	7,203	9,421	165,665	89.3%	90.9%

※1 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物

※2 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有しない」と診断されたが未改修の建築物